

新たな工程表の基本的な考え方

【第4期海洋基本計画工程表作成における基本的な考え方】

- ・海洋基本計画第3部に即して、新たな工程表を関係省庁と連携して作成し、参与会議における審議を経て公表する。（8月頃を想定）
- ・第3期海洋基本計画の工程表の見直し作業の結果を踏まえ、新たな工程表は、見やすいよう様式を簡素化した上で、第1部の項目に応じて重点的な施策を中心に記載することとし、さらに施策の実施によって海洋基本計画の主要な海洋政策がどの程度推進されているかを多角的に評価するための代表的な指標（KPI）を加える。
- ・第4期海洋基本計画は個別施策が379件となっており、個々の実績については個別施策一覧において当事務局が関係省庁と連携して毎年とりまとめ、その実施状況を点検し、参与会議に報告した上で公表する。

【今後のスケジュール】

（令和5年8月上旬）

- ・事務局より、新たな工程表案について説明、審議。

第4期海洋基本計画に基づく工程表（様式案）

総合的な海洋の安全保障

(1) 海洋の安全保障

【施策】

ア 我が国の領海等における国益の確保

○我が国自身の努力による防衛力及び海上法執行能力の強化

○海上保安庁と自衛隊の連携・協力を不断に強化

○管轄海域の戦略的・網羅的な海洋調査の実施、宇宙を活用した海洋情報取集体制の強化等

イ 国際的な海洋秩序の維持・発展

ウ 海上の安全・安心の確保

○旅客船の安全対策の徹底等

エ 海域で発生する自然災害の防災・減災

イメーシ

【KPI】

○海上保安能力強化に関する指針に基づく大型巡視船の就役隻数・総隻数

：大型巡視船14隻就役、85隻体制（令和8年度まで）

| | 令和4年度 (2022年) | 令和5年度 (2023年) | 令和6年度 (2024年) | 令和7年度 (2025年) | 令和8年度 (2026年) | 令和9年度 (2027年) | 令和10年度 (2028年) |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| (1) 我が国の領海等における国益の確保 | [Progress bars] | | | | | | |
| (2) 国際的な海洋秩序の維持・発展 | [Progress bars] | | | | | | |
| (3) 海上交通における安全・安心の確保 | [Progress bars] | | | | | | |
| (4) 海域で発生する自然災害への防災・減災 | [Progress bars] | | | | | | |

取組の現状とその評価

【取組の現状】

【評価】